

主な学校形態の概要について

【参考】

魅力ある学校づくりを目的とした学校再編の取組において、今後、新たな学校形態の導入も含め検討していく予定です。

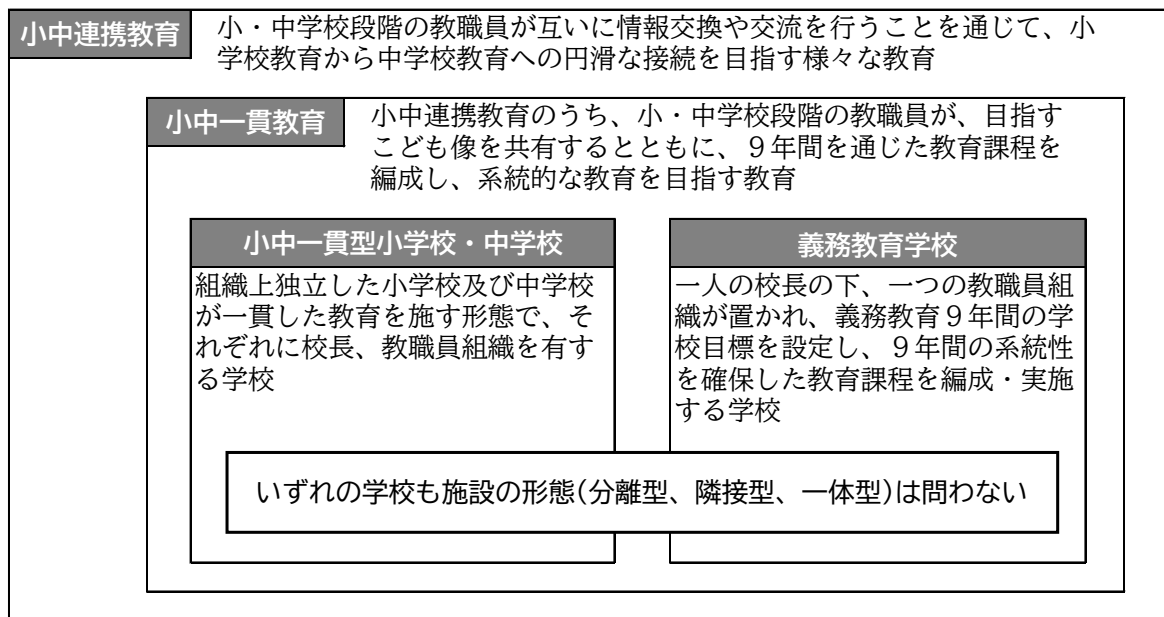
主な学校形態の概要については、以下のとおりです。

1 小中一貫型小学校・中学校及び義務教育学校

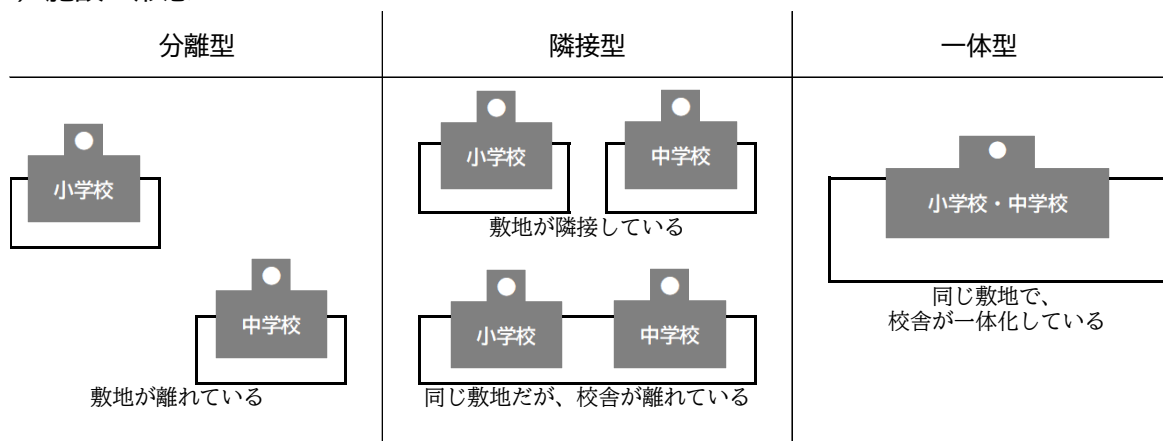
(1) 小中一貫教育制度における形態

小中一貫教育制度において、「小中連携教育」及び「小中一貫教育」の関係を整理すると、下図のようになります。

- ・本市における小中一貫教育は、「小中連携教育」に該当します。
- ・「小中一貫教育」は、「小中連携教育」のうちの一つであり、小中一貫教育を行う学校は、「小中一貫型小学校・中学校」と「義務教育学校」に分けられます。
- ・施設の形態は、小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校のいずれの学校も、施設分離型や施設隣接型、施設一体型といった形態は問いません。



(2) 施設の形態

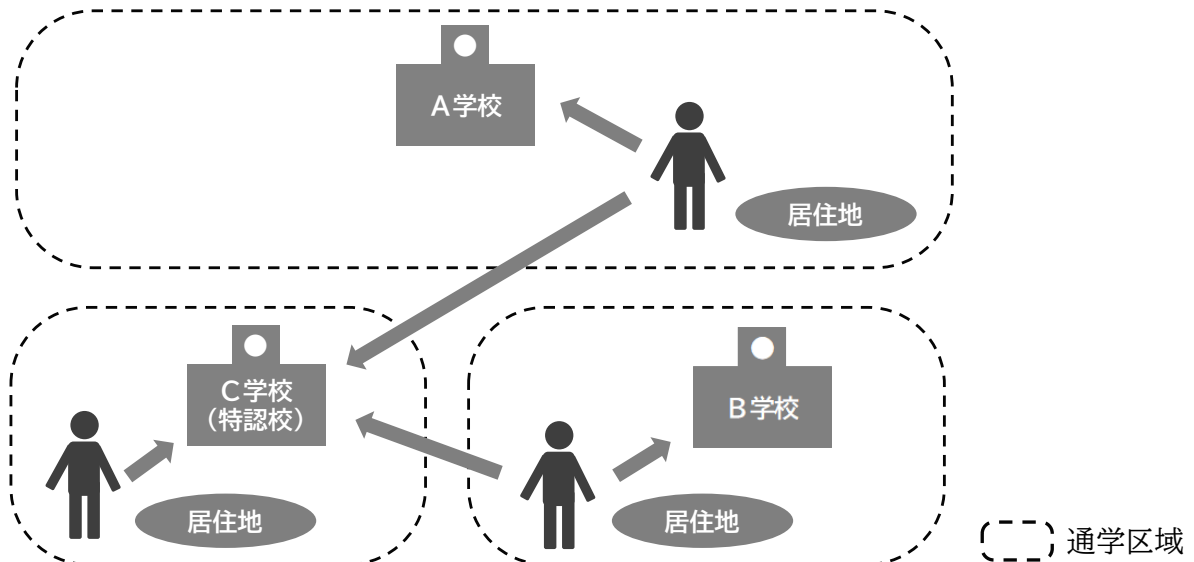


2 小規模特認校

小規模特認校制度は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として市が指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。

このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合は、従来の通学区域を残したままで、学校選択制の一つとして市内のどこからでも就学を認めるものです。

※C小学校が「小規模特認校」の場合



3 学びの多様化学校

学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程の編成が文部科学省で認められている学校です。

独自の教科を新設したり、授業時間数を柔軟に調整したりできる点が特徴です。

一般の小学校・中学校、高等学校と同様に卒業資格が得られます。